# 学校いじめ防止基本方針

(令和2年3月訂正版)

【岡山市立財田小学校】

# 構成

- I いじめの定義
- Ⅱ いじめ問題に対する基本的な考え方
- Ⅲ 組織
- IV いじめ防止のための年間指導計画
- V いじめ問題対応の基本的な流れ
- VI 関係諸機関

## I いじめの定義

○児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

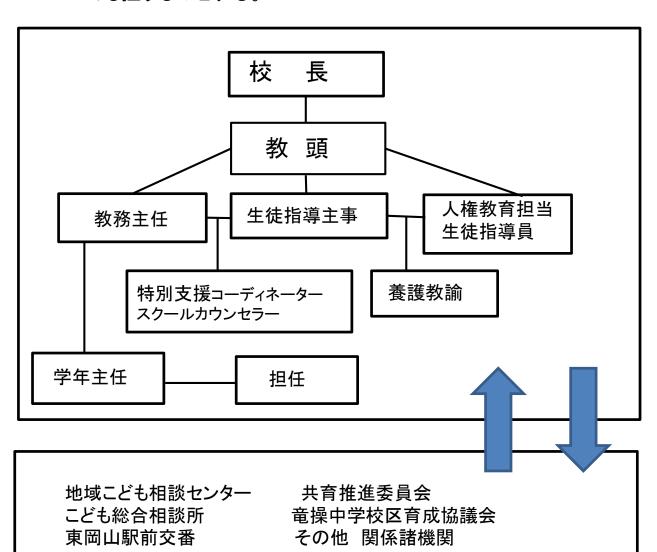
## Ⅱ いじめ問題に対する基本的な考え方

- ○一人ひとりの児童の人権意識の高揚を図る前提として教職員の 人権感覚を磨くとともに人権意識を高めることで、人権尊重の 精神を基盤とした学校づくりを進めていくこととする。
- ○すべての児童が安心・安全な学校生活を送ることができ、授業 や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくこ ととする。
- ○上記の学校づくりを進めていくために、授業改善に関する取組、 児童の友人関係・集団づくり・社会性育成などを目的とした取 組・いじめに関する学習に関する取組、定期的な個人面談など の取組を教職員が主体的に実施していくものとする。
- 〇児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけをしていくこととする。
- ○学校内のすべての教育活動にいじめ防止の視点を設けるととも に特に関係の深い内容のものについては、「いじめ防止のため の年間指導計画」を作成して、その取組にあたるものとする。

- ○「いじめ」と判断して対応していくかどうかについては、そ の判断のために必要な情報を十分に収集するとともに慎重に 判断していくこととする。
- 〇いじめと判断された場合には、傷ついた児童のケアを最優先 としながら、傷つけた児童への指導及び関係保護者や機関と の連携を図り迅速に問題解決にあたるものとする。

### 皿 組織

- 〇いじめ防止等(防止、早期発見、対処)の対策のための組織 を以下のものとする。
- 〇この組織は、学校基本方針に掲げられたことを実行に移す際の中核を担う組織として、未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質能力の向上のための校内研修や、教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通りに進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、学校基本方針の見直しについても担うものとする。



# IV いじめ防止のための年間指導計画

1		1	
	未然防止に向 けた取組	早期発見に向 けた取組	職員会議•研 修等
4月	生徒指導共通理解 質問紙調査全体研修 家庭訪問	質問紙調査実施	学校いじめ防止基本方針の 説明 生徒指導推進委員会
5月	質問紙調査の結果に基づ く学年団研修及び 取組シート記入と実践 児童理解に関する研修	質問紙調査実施	生徒指導推進委員会
6月		いじめに関するアンケート 実施 保護者相談日	生徒指導推進委員会
7月		個人懇談	生徒指導推進委員会
8月			中学校区人権教育研修会 渋染め一揆現地研修会 生徒指導推進委員会
9月		質問紙調査実施 教育相談	生徒指導推進委員会
10月	質問紙調査の結果に基づ く学年団研修及び 取組シート記入と実践	保護者相談日	生徒指導推進委員会
11月	学校評価アンケート	いじめアンケート実施	生徒指導推進委員会
12月	人権週間 人権参観日·講演会		生徒指導推進委員会
1月		質問紙調査実施 保護者相談日	PTA人権教育講演会 生徒指導推進委員会
2月	質問紙調査の結果に基づ く学年団研修及び 取組シート記入と実践		生徒指導推進委員会
3月			生徒指導推進委員会 いじめ防止基本方針見直し

## V いじめ問題対応の基本的な流れ

#### 情報のキャッチ

- 組織のメンバーに一報を入れる。
- いじめられた児童を守る体制を検討する。

#### 実態把握

- ・当事者双方及び周りの児童らから情報を収集して問題 の整理にあたる。
- ・部分的な出来事にとらわれず、問題全体を把握する。
- ・記録を常に関係職員に配布しながら情報の共有を図る。

#### 体制・方針の決定

- 事案の全体像を把握する。
- ・指導が必要な児童と指導すべき内容を決定する。
- 問題解決に向かうための教職員の役割分担を決定する。



指導・支援

保護者との 連携

- ・心身が傷ついている児童を保護し、心配や不安な気持ちの軽減を図る。
- ・傷つけた児童に対して、傷ついた児童の心の痛みを想起できるような指導と「いじめは絶対によくない」という意識が持てるような指導をおこなう。
- ・傷つけた児童の保護者に、傷ついた児童の気持ちを十分に伝わるように説明をする。
- ・関係保護者に対しては直接会って、今後どのように対 処していくかの具体策を説明する



- ・傷ついた児童に対して心の状態を把握していくようにする。
- ・関係児童だけでなく、周囲を取り巻く集団に対して、実 態に応じた適切な指導をおこなっていくようにする。

## VI 関係諸機関

#### 【岡山市】

岡山市教育委員会事務局指導課教育支援室

TEL:803-1592

地域こども相談センター(中区)

TEL:901-1234

こども総合相談所 <u>TEL:803-2525</u>

岡山市教育相談室 <u>TEL:207-2170</u>

いじめ相談専用ダイヤル TEL:207-2737

#### 岡山市適応指導教室

あおぞら操山 TEL:207-2830

トラングルー宮 <u>TEL:284-8460</u>

ラポート牧山 <u>TEL:228-3121</u> すまいる瀬戸 <u>TEL:952-9161</u>

南部適応指導教室 TEL:230-6750

#### 【岡山県】

岡山中央警察署 <u>TEL:270-0110</u>

東岡山駅前交番 <u>TEL:279-0255</u>

いじめ相談専用ダイヤル(24時間対応)

TEL:0570-0-78310

ハートフル岡山110

総合相談所 <u>TEL:224-7110</u>

メール sodan110@po1.oninet.ne.jp

子どもほっとラインTEL:235-8639

メール kodomo@fine.ocn.ne.jp

ヤングテレホン・いじめ110番 TEL:231-3741

メール youngmail@pref.okayama.jp

こどもの人権110番 <u>TEL:0120-007-110</u>

チャイルドラインおかやま TEL:0120-99-7777